

別表第四（第五条）

有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態

項目	特定施設	既設	新設
水素イオン濃度	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下
生物化学的酸素要求量及び 化学的酸素要求量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	四〇	四〇
	別表第一の四の項に掲げる施設	八〇	三〇
浮遊物質	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一一〇	一一〇
	別表第一の四の項に掲げる施設	九〇	六〇
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量（鉱物油含有量）	別表第一の二の項に掲げる施設	五	五
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量（動植物油含有量）	別表第一の四の項に掲げる施設	三〇	三〇
フェノール類含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	五	五
銅含有量	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	三	三
亜鉛含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	五	五
溶解性鉄含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	一〇	一〇
溶解性マンガン含有量	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	一〇	一〇
クロム含有量	別表第一の二及び四の項に掲げる施設	二	二
大腸菌群数	別表第一の一、二及び四の項に掲げる施設	(三、〇〇〇)	(三、〇〇〇)
窒素含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一二〇 (六〇)	一二〇 (六〇)
	別表第一の四の項に掲げる施設	六〇	三〇
りん含有量	別表第一の一及び二の項に掲げる施設	一六 (八)	一六 (八)
	別表第一の四の項に掲げる施設	一〇	五

備考

- 一 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌群数については排水一立方センチメートルにつき個数とし、その他の項目については、排水一リットルにつきミリグラム数とする。
- 二 () 内は、日間平均値とし、当該数値は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 三 この表に掲げる排水基準は、別表第一の一の項及び二の項に掲げる施設であって、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、一日当たりの平均的な排水の量が十立方メートル以上三十立方メートル未満である工場又は事業場及び別表第一の四の項に

掲げる施設であって、一日当たりの平均的な排出水の量が一〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

四 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は硫黄鉱業（硫黄と共存する硫黄鉄鋼を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場にかかる排水については適用しない。

五 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼の公共用水域に排出される排水に限って適用する。

六 既設、新設の区分は、平成十一年四月一日前に設置され、又は工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新設とする。

七 一の排出口から排出される排水の汚染状態について、この表により異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該排水については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。